

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和8年度E S Dコーディネーター研修企画実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 本業務は、「岡山E S Dプロジェクト」の重点取組分野に掲げている「人材育成」の一環として、E S Dの視点を身に着け、地域や職場等でE S Dを推進するE S Dコーディネーター育成の一助とするため、令和8年度のE S Dコーディネーター研修を企画・実施するものとする。
- (4) 委託期間 契約日から令和9年3月12日まで
- (5) 支払方法 業務完了後払い

3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第67条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること、若しくは過去に当協議会との契約実績のあること。現在、有資格者名簿に登載のない者も参加意思確認書を提出することができるが、過去に当協議会との契約実績のない者は、参加意思確認書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 平成27年4月1日以降、公示日までの期間で、岡山E S D推進協議会、岡山市、岡山市教育委員会、環境省、文部科学省、国連大学の定めるE S D推進地域拠点（RCE）および、その関係機関が実施するE S Dに関する研修を受託し、履行完了した実績を有すること。なお、類似業務の実績により参加資格を満たそうとする者が、実績要件に該当するか否かを確認したい場合は、定められた質問受付期間内に質問を行うこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日から令和8年5月11日(月)まで
説明書等に関する質問受付	令和8年4月24日(金)午後3時まで
説明書等に関する質問回答	令和8年4月28日(火)午後5時までに掲載
参加意思確認書の提出	令和8年5月12日(火)まで 各日午前9時から正午、午後1時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
企画提案書の提出予定期限 ※応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。企画競争を実施する場合には別途通知する。	令和8年5月22日(金)午後5時まで

5 説明書等の交付方法

当ホームページよりダウンロードのこと。

6 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで「質問票」に必要事項を記載し、岡山ESD推進協議会事務局へ提出すること。
件名に、「令和8年度ESDコーディネーター研修企画実施業務委託に係る質問」と明記すること。
なお、電子メール送信後に、電話により到達の確認を行うこと。

電子メール：esd@city.okayama.jp

(2) 回答方法

当ホームページへ掲載します。

7 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

- ①参加意思確認書(様式1)
- ②業務実績報告書(様式2)

(2) 提出方法

持参のみ

(3) 提出場所

岡山ESD推進協議会事務局(岡山市役所本庁舎7階SDGs・ESD推進課内)

8 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

(1) 提出書類

別表1に記載のとおり

※指定様式は、岡山市ホームページ(市政情報) > 契約・入札・支払 > 入札参加資格審査申請様

式集（新規申請 Excel 版）>からダウンロードできます。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000012466.html>

(2) 提出方法

7に記載の参加意思確認書と併せて提出すること。

9 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (7) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当協議会に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとします。
- (8) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (9) 本手続は、予算その他本協議会の事情により中止する場合があります。また、仕様書は現段階での案であり、予算その他本協議会の事情により一部変更を行う場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山ESD推進協議会事務局（岡山市役所本庁舎7階SDGs・ESD推進課内）

担当：蛭田、川上

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1351

FAX：(086)803-1777

電子メール：esd@city.okayama.jp